

令和 6 年 3 月 5 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3 月 5 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 議案第 5 号 新たに土地が生じたことの確認について（大字内海）
- 日程第 5 議案第 6 号 新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更について
（大字内海）
- 日程第 6 議案第 7 号 財産の購入について（小学校教師用教科書、指導書及び指導用
デジタル教科書903冊）
- 日程第 7 議案第 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 8 議案第 9 号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定
について
- 日程第10 議案第11号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場
事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第12 議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小桝緑
地）
- 日程第15 議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落
排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監
督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第17 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関す
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

日程第25 議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第28号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算

日程第30 議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算

日程第31 議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第33号 令和6年度南知多町介護保険特別会計予算

日程第33 議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算

日程第34 議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

日程第35 請願第1号 「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （11名）

1番 森 宏 子

2番 山 本 優 作

3番 鈴 木 浩 二

4番 片 山 陽 市

5 番 小 嶋 完 作
 7 番 石 垣 菊 蔵
 10 番 吉 原 一 治
 12 番 石 黒 充 明

6 番 内 田 保
 8 番 服 部 光 男
 11 番 榎 戸 陵 友

欠席議員 (1 名)

9 番 藤 井 満 久

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	大 岩 幹 治	総 務 課 長	坂 口 増 和
防災危機管理室長	石 黒 俊 光	税 務 課 長	内 田 純 慈
企画財政課長	滝 本 功	成長戦略室長	山 本 剛 資
建設経済部長	滝 本 恭 史	建 設 課 長	山 本 剛
産業振興課長	奥 川 広 康	水 道 課 長	山 下 哲 矢
厚生部長	相 川 和 英	住民福祉課長	田 中 直 之
保険年金室長	山 下 忠 仁	環 境 課 長	富 田 和 彦
健康介護課長	坂 本 有 二	健康子育て室長	大久保 美 保
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
学校教育課長	鈴 木 和 芳	社会教育課長	森 崇 史
学 校 給 食 センター所長	宮 地 利 佳	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 達 也	書 記	松 本 満 砂
書 記	榊 原 康 広		

〔 開会 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

大変御多用の中を3月定例町議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、南知多町議会3月定例会初日を迎えました。日本気象協会が発表した桜の開花予想日によりますと、この地域のソメイヨシノの開花予想は3月21日だそうです。ようやく桜の季節がやってくる、そんな季節の中にあって、明日は南知多中学校初めての卒業式を迎えます。保護者の皆様には今まで数々の御苦労がございましたとお察しいたします。まずは、そのねぎらいを込め、お子様の義務教育修了について、議会を代表してお喜び申し上げます。

さて、この3月1日金曜日から3日の日曜日までの3日間、蒲郡市で全日本ラリー選手権第1戦、RALLY三河湾2024が開催されました。このRALLY三河湾2024は公道を使った国内の自動車レースとして、蒲郡駅南地区や西浦町地内、山間部でも大規模な通行止めや交通規制を行うことで開催されました。もちろん蒲郡市民や幸田町、岡崎市、豊川市などの周辺自治体の協力がなければ開催できるものではありません。今後、本町においても、町民はもちろん各種団体が協力して実施する催事の検討をする機会となることを祈念いたしまして挨拶いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持った議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。また、議案質疑確認書を事前に送付しておりますので、同様の質疑をされないよう留意してください。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において２番、山本優作議員、４番、片山陽市議員を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から３月21日までの17日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

日程第３ 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第３、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに令和６年第２回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日お越しくださいました傍聴者の皆様におかれましては、改めて深く深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて令和６年度の一般会計当初予算をはじめ重要諸議案の審議をお願いするに当たりまして、時間をいただきまして私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきます。

初めに、新年早々発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に慎んで哀

悼の意を表するとともに、被災者の方々には心からお見舞いを申し上げます。

本町からも愛知県の支援とともに、石川県志賀町へ3回にわたり3人の職員を派遣いたしております。微力ながら被災地の一日も早い復旧・復興に向け、今後もできる限りの支援を続けてまいる所存でございます。

また、全世界を巻き込んで猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症も昨年5月、感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行され、皆様の生活も少しずつですが、コロナ禍前に戻ってきていると感じていると思います。まだ感染の不安が完全に払拭されたわけではありませんが、皆様と共に元の活気ある生活へ戻っていけるよう精いっぱい努力してまいります。

一方で、ロシア・ウクライナ情勢は終息の糸口が見えず、加えて、イスラエル・ガザの勃発により国際情勢の緊張が一層高まる中、原油価格の高騰や円安傾向が続き、依然物価高騰が続いております。こうした状況の脱却に向けて、国や県と連携し、町の実情を考慮し、きめ細やかに必要な事業を実施してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和6年度は町長4期目の2年目となる年度でございます。平成23年1月に「日本一住みやすいまち」「人口減少ストップ」を掲げ町長に就任させていただきましたが、就任48日目の3月11日に東日本大震災が発生しました。未曾有の被害を受けながらも、被災された市町村長の堂々とした姿は私の精神的支えとなり、また目指す姿として常にその姿を胸に秘め、町長の仕事に精進してまいりました。

そして、東日本大震災を受け、町民の生命・財産を守るため、安全・安心のまちづくりを私のやるべき第一の政策として、各地区の防災拠点の整備、地域との協働の下で自主防災組織の設立や拡充を行い、地域防災力の強化に努めてまいりました。

町長に就任して以来、私たちを取り巻く社会状況の変化に柔軟に対応し、その時代に合った政策を展開してきたつもりではございますが、いまだに人口減少をストップすることができず、さらに老朽化した公共施設の更新時期が迫ってくるなど、本町が抱える課題は山積しております。

4期目の私の大きな任務は、「日本一住みやすいまちは日本一働きやすいまちから」をモットーに、「役場が変われば、みんなが変わる。みんなが変われば、まちが変わる」を実現するため、南知多型公共経営の導入により4つの成長を目指し、スタートしました。

成長の1つ目として、各部から積極的に手を挙げた若手職員による横断的な政策研究チーム、新公共経営若手政策研究チームを立ち上げ、地域の諸課題に対し政策的に対応していきます。初年度の検証はこれからですが、結果をこの先の政策に生かしてまいりたいと考えています。

成長の2つ目として、職員自らがキャリアを描き、特性に応じた活躍の道を選ぶ人事制度導入の入り口として職の公募制を実施するため、自己申告書に関連項目を追加し人事異動の参考としてまいります。

成長の3つ目として、みなみちたグッジョブ運動を通して職員自らが日々の業務改善を提案し、改善案の実施を認める体制の構築を推進してまいります。

成長の4つ目として、事務の換算や優先度に応じて各部局が主体的に柔軟で機動的な組織運営ができるよう、南知多方式グループ制を6年度から導入します。

この4つの成長によりまして、自ら考えて行動することで職員が成長のモチベーションを向上させ、絶えず挑戦し、改善し続ける組織によって持続的に町を変えていけると考えております。

さて、令和6年度予算編成は、第7次総合計画の将来イメージの実現のため、また持続可能な財政基盤の構築のために3つの基本方針に基づき予算編成に取り組みました。

1つ目は、人口減少による税収の減少などの要因により厳しい財政状況が続いている中、住民サービスの水準維持に配慮し、住民の理解と協力を得ながら持続可能な行財政運営を実現する。そのためには、慣例にとらわれることなく真に必要な施策に予算が重点配分されるべく一層の効率化を図ること。

2つ目は、喫緊の課題であります老朽化した公共施設等の更新について、財政負担も大きく、町のみで対応するには難しい課題も多く存在することから、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少、少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すとともに、官業を民間に開放し、民間のノウハウや資金を活用するなど柔軟に対応すること。

3つ目は、歳出の抑制に向け、知恵と工夫を凝らし、常に最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、課題を克服するために住民サービスの低下につながる重要な補助金の見直しは、我々の人件費削減にも踏み込まざるを得ない危機感を共有し、職員一人一人がコスト意識を持って取り組むことの3つでございます。

厳しい財政状況の中、慣例にとらわれず、職員で知恵を出し合い、検討・査定を重ね

た結果、住民サービスを低下させず、真に必要な事業に対し重点的に予算配分ができた
と評価しております。

それでは、令和6年度に実施いたします事業内容につきまして、第7次総合計画の3
つの重点政策に沿って説明させていただきます。

3つの重点政策の1つ目であります子育て支援と教育の充実は、南知多町の宝であり
ます未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、特に重点的に予算配分を行い、
次世代育成のための特色のある事業を計画したものであります。

1つ目の事業は、妊産婦の医療費助成事業であります。これは、安心して子どもを産
み育てることができる環境を整え、母子の健康の保持増進を図ることを目的に、妊産婦
医療費の自己負担額を助成するものであります。

次に、社会体育一般管理事業のうち、中学校の休日部活動の地域移行を推進するため、
地域のスポーツ団体への受入れや部活動講師を委託するものであります。

2つ目の産業の活性化と雇用の確保につきましては、ふるさと南知多応援寄附金取扱
い事業は、ふるさと納税制度を通して町の特産品や観光資源を全国に発信するとともに、
寄附金による財源確保を図り、令和6年度からは新たな中間業者とともに事業者支援と
返礼品開発に力を入れ、地場産業の振興と活性化を目指します。

また、観光においては、内海観光センターにつきましては令和4年度に旧施設を解体
し、新たに南知多町の内海なぎさのシンボルとなる施設を整備するための建設工事費と、
施設が完成するまでの仮設トイレ等設置工事費及び「渚の交番プロジェクト」関連事業
の補助金であります。

師崎港観光センター周辺整備運営事業につきましては、民間の資金と経営能力、技術
力を可能な限り活用し、PFI方式での建て替えを進めており、6年度は旧観光センタ
ー施設の解体工事や新築の立体駐車場の建設工事を予定しております。また、工事期間
中の臨時駐車場シャトルバスを運行委託するものであります。

3つ目の定住支援につきましては、コミュニティバス運行事業といたしまして、昨年
10月に新しい海っ子バスに生まれ変わり、路線、ダイヤ、運賃の全てを見直し、子育て
世代に優しい補助制度も創設しました。これからも町民の日常生活を支え、来訪者に選
ばれるシームレスで便利な公共交通を目指します。

次に、環境保全対策事業においては、住宅用地球温暖化対策設備を導入する方に対し、
温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的とし、その導入

に要する経費の一部を補助します。５年度に策定した景観計画と公共施設再配置計画については、選ばれる町の実現に向け、風光明媚な南知多町の自然、魅力を守り、魅力あるまちづくりを目指すため着実に推進してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、これらの事業を推進・継続していくには持続可能な財政基盤の構築が必要不可欠であります。人口減少による歳入の減少、今後の公共施設の更新による歳出の増加が見込まれる状況の中、これまで以上の行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、事業の推進については歳入を増やすことを常に視野に入れ、事業の重要性、必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に必要な事業を展開してまいります。そして、私たち職員一人一人が住民の皆様の意見や要望を理解し、信頼をより高めるよう、より一層の努力をいたしてまいります。

結びとなりますが、「絆・選ばれる理由があるまち」を皆様と共につくり上げられるよう全職員一丸となって取り組み邁進してまいりますので、議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告と新年度から町の行政組織に導入されます南知多方式グループ制について御報告申し上げます。

少子高齢化の進行をはじめとする南知多町を取り巻く状況の変化とともに、行政に求められる役割も多様化しております。こうした中で、今後は人口減少により職員数の削減や厳しい財政運営が予想されます。このような状況においても住民サービスを低下させることなく、柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築するため、この４月からグループ制を導入することとします。

グループ制においては、現在役場内にある３４の係を廃止し、課室に所属する職員で構成するグループを新たに設置します。

グループ制では課室内で臨機応変に職員配置を変更することができるため、職員の協力体制が強化されるほか、職員が複数の事務に携わることとなり、幅広い知識を持って住民サービスを提供できるようになります。

グループ制の導入に伴い、４月から役場内課室も再編されることとなります。課室の名称や担当事務の変更も行っており、町民の皆様にはしばらく御不便をおかけすることがございますが、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出をさせていただきます案件は、新たに土地が生じたことの確認についてをはじめ31議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第5号の新たに土地が生じたことの確認、議案第6号の新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更の2議案につきましては、昭和30年代に実施された災害復旧事業として緊急整備された護岸の背後地に管理用道路を造成した際に生じた土地について、新たに土地が生じたことの確認及び字の区域の変更を行うため、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号の小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊の購入につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第8号の町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第9号の辺地総合整備計画の変更につきましては、篠島辺地及び日間賀島辺地における辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第10号の南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定につきましては、師崎港観光センター周辺の円滑かつ効率的な施設整備及び管理運営を目的とする基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号の南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例につきましては、令和6年度から師崎港観光センター周辺整備運営事業に係る財源を一般会計とすることに伴い、師崎港駐車場事業基金及び師崎港駐車場事業特別会計を廃止するため、現行条例を廃止するものであります。

議案第12号の南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、師崎港観光センター周辺整備運営事業の健全かつ円滑な運営を継続させるため、師崎港駐車場使用料の一部を改定する必要性が生じたことに伴い、現行条例

の一部を改正するものであります。

議案第13号の南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例につきましては、漁港漁場整備法の法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第14号の南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者が南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を行う場合の管理の基準等を整備するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第15号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、内海海岸東浜小桝緑地の管理について、南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第16号の南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法が改正されることに伴い、引用条文の条ずれが生じるため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第17号の南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第18号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号の南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、南知多町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の引上げを行うため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第20号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため及び会計年度任用職員の給与について常勤職員の給与改定に合わせ報酬額等を見直すため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第21号の南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につしま

しては、地方自治法第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、現行条例の一部を改正するものがあります。

議案第22号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されることに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第23号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、後期高齢者支援金の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第24号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、南知多町第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者の保険料率等を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,362万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,942万2,000円とするものであります。

議案第26号は、令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億47万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,005万5,000円とするものであります。

議案第27号は、令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,933万5,000円とするものであります。

議案第28号は、令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,394万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,859万7,000円とするものであります。

ます。

議案第29号は、令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額を416万2,000円減額し6億8,796万5,000円に、資本的収入の予定額に1,299万4,000円を追加し5,896万円に、また資本的支出の予定額に5,878万5,000円を追加し3億2,334万4,000円とするものであります。

次に、議案第30号から議案第35号までの6議案は、令和6年度南知多町の各会計の当初予算であります。一般会計、3つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は148億5,045万6,000円であり、前年度の当初予算額と比較しますと12億6,043万円、9.3%の増となっております。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持・向上を目指し、予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上で施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 議案第5号 新たに土地が生じたことの確認について（大字内海）

日程第5 議案第6号 新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更について（大字内海）

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第5号 新たに土地が生じたことの確認について（大字内海）、日程第5、議案第6号 新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更について（大字内海）の2件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第5号 新たに土地が生じたことの確認について及び議案第6号 新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更についての2議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

データの 6 ページを御覧ください。

議案第 5 号 新たに土地が生じたことの確認の理由につきましては、昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風により発生した高潮により甚大な被害を受け、昭和30年代に実施された災害復旧事業として緊急整備された護岸の背後地に管理用道路を造成した際に生じたもので、この道路はその後、町道と認定し、現在に至っております。

当時、緊急で整備したため、現在に至るまで土地の登記がされておきませんが、道路区域外の土地の一部において、隣接する土地所有者が自己所有地と一体的に利用している状況であり、現地調査及び測量を行った結果、新たに土地が生じたことの確認のため、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。

また、少し飛びまして、データの14ページを御覧ください。

議案第 6 号 新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更を必要とした理由につきましては、議案第 5 号の新たに土地が生じたことの確認に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域を変更する必要があるからでございます。

ページを戻っていただきまして、データの 8 ページを御覧ください。

新たに生じた土地は、図面でお示ししている A 海岸空地が大宇内海字東郷60番 1 地先で17.45平方メートル、B 海岸空地が60番 3 地先で16.77平方メートル、C 海岸空地が60番 4 地先で54.24平方メートル、D 海岸空地が字浜岡部19番20地先で32.76平方メートルでございます。

なお、詳細につきましては、データの 9 ページから12ページに添付してございますので御確認ください。

また、議案第 6 号におきましては、新たに生じた土地が内海字東郷及び内海字浜岡部にそれぞれ編入されることから、字区域が変更となるものでございます。

データの15ページに位置図、16ページに字区域の変更図が添付してございますので、こちらも御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 財産の購入について（小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊）

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第7号 財産の購入について（小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

議案第7号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの18ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

2の財産の概要は、小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊を町内5小学校に令和6年3月29日までに納入するものです。

契約金額は1,383万9,092円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は125万8,100円です。

契約の相手方は、半田市星崎町2-201-2、朋雲堂ビル、南海堂書店です。

契約の方法につきましては、去る2月9日に随意契約にて実施したものです。

なお、次のページ以降には随意契約理由書、随意契約執行調書及び物品の概要をつけてありますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

確認したいと思います。

ページ数は21ページのところですね。

1点目、そこにあるデジタル教科書の指導書ですが、社会と、そして理科、英語、体育、道徳ですか、これは既に購入しているという理解でよろしいですか。

2点目、このデジタル教科書を利用して子どもたちに教師が教えると思うんですけど、子どものデジタル教科書については、まだ恐らく導入していないと思うんですけど、どういう方向になっていくのか。

3点目、併せてこのデジタルの指導用の教科書ですが、どのようにして利用される予定なのか、無駄にならないようにしていただきたいと思うんですけど、これだけのお金

を使うんですから、そういう点ではどのような考えを持っているか、この3点についてお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

1点目の、こちらにつきましては、まず校長会のほうから要望がありまして、国語と算数については今現在使っておりますので、購入のほうをお願いしますということで購入しております。デジタル教科書単体というよりは、指導書の中にもうセットで入っておりますので買っております。それ以外の社会、地図、理科については購入はしていません。

続きまして、2点目の質問です。

子どものデジタル教科書についてですが、英語等については国のほうから試験的に使用のほうはしておりますので、全部はまだ使用はしていません。

3点目のこのデジタル指導書、教科書の活用方法ですけど、こちらについても、子ども用のタブレットがもう入っておりますので、そういった部分で、この大型電子黒板に先生用のこのデジタル教科書を写しながら有効に活用しておりますので、今回の要望でもぜひ購入をということで購入をしました。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今、社会と理科は購入していない、そういうふうなことでしたが、それは校長会からの要望なのか、できるなら全て社会についても絵に写していろんな場所を示すことができるようないい利点があると思うんですね。理科についてもそうです。理科と社会は高額ですけど、そこら辺はなぜこれを買わないのか、お聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

デジタル教科書については、確かに高額なものでございますので、今まで国語と算数

については購入をしておりました。やはり授業では効果的というところで購入しております。それ以外の社会、理科については、やはり高額のなところもございますので、そういった部分で折り合いの中、この２教科の購入の要望となっております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第７号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第７号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第８号 町道路線の認定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第７、議案第８号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第８号 町道路線の認定についての提案理由の御説明を申し上げます。

データの23ページを御覧ください。

町道について路線の認定をするため、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

今回認定をお願いする４路線につきましては、内海・山海地内の県道奥田内福寺南知多線及び豊浜地内の県道豊丘豊浜線の整備完了により、新たな区間の供用開始されたこ

とに伴い、既存県道の一部を町の管理としたことから町道として認定するものでございます。

データの24ページからは、今回上程いたしました4路線の路線図を添付してございますので御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第9号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第9号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第9号 辺地総合整備計画の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

データの32ページを御覧ください。

1の提案の理由です。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することにつきまして議会の議決が必要であるからであります。

2の計画の変更内容は、辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を減額するものであります。

下の表、篠島辺地と日間賀島辺地の事業費合計は17億7,795万9,000円から9億4,928万9,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の合計予定額を13億5,830万円から5億220万円に減額するものであります。

減額変更の理由としましては、総合整備計画における公共的施設の整備計画の見直しによるもので、主なものは両辺地とも渡船施設の関係で、師崎港周辺整備計画の事業費が減額となったことによるものです。

3の計画期間は、令和元年度から令和6年度までで、両辺地とも計画期間に変更はございません。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今説明があったところですが、大体分かるわけですが、特にいろんな渡船施設の変更に伴って大きく減ったと。だけど、一方では町道の整備については約4倍化しているんですね。だから、辺地計画の令和6年、今年までですけれど、その考え方について教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

内田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず渡船施設の減額の理由のほうを説明させていただきます。

こちらのほうですが、担当課から聞き取りを行いまして、令和6年度の事業に対して、師崎周辺整備事業について、物価上昇による全体事業の見直しにより、あくまでも概算事業ですが、概算事業費で12億7,800万円となり、全体事業費のうち辺地対策事業債の

対象が師崎港観光センターの建設費の6億3,400万円まで減額変更となったため、それからデジタル田園都市国家構想交付金の採択による2分の1の補助金を除いた3億1,700万円に師崎港の島民利用率46%を乗じた額が辺地対策事業債の対象工事費となったことによるものでございます。

あと、師崎港の島民利用率が前年度と比較いたしまして75%が46%、こちらの見直しも事業費の減少になった減額の大きな要因であります。

あと、工事実施期間が令和6年度から令和7年度になっておりまして、工事費の支払いが工事進捗状況による出来高精算払いとなりますので、辺地総合整備計画上に計上する令和6年度の工事費は2割程度計画期間外の令和7年度が8割程度となるため、令和6年度の辺地対象工事費が両島とも4億円の減額という形になっております。

まだ町道の3,000万円の増額、両島とも3,000万円増額しておりますが、こちらにつきましては辺地総合整備計画に記載する金額が辺地対策事業債の借入れの上限額となるため、緊急時に発生する道路維持修繕事業について、辺地債が充当できるよう見込み計上したもので、工事が決まっておるとか、そういった方針で上げたものではございません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定について、説明させていただきます。

データの36ページを御覧ください。制定理由の説明でございます。

1. 制定の理由です。

師崎港観光センター周辺の円滑かつ効率的な施設整備及び管理運営を目的とする基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるからであります。

2. 施行期日は、公布の日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第11号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第11号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第11号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について、説明させていただきます。

データの39ページを御覧ください。提案理由の説明であります。

1. 廃止の理由です。

令和6年度から師崎港観光センター周辺整備運営事業に係る財源を一般会計とすることに伴い、師崎港駐車場事業基金及び師崎港駐車場事業特別会計を廃止するため、現行条例を廃止する必要があるからであります。

2. 施行期日は、令和6年3月31日であります。

3. 経過措置といたしましては、廃止前の南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例による南知多町師崎港駐車場事業特別会計の令和5年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例によるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

データの42ページを御覧ください。提案理由の説明でございます。

1. 改正の理由です。

師崎港観光センター周辺整備運営事業の健全かつ円滑な運営を継続させるため、師崎港駐車場使用料の一部を改定する必要性が生じたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容であります。

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2 普通駐車場の項使用料の欄中、括弧書きの「（入庫後50分まで無料）」を削るものであります。

3. 施行期日は、令和6年4月1日であります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点だけ質問いたします。

入庫後50分までは無料という地元の住民の皆さんにとってみると非常にいい制度があったわけですが、これを削るということについて、特に師崎地区の皆さん方にどのような理解を得られているのか、そこをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

50分無料の台数のデータに基づきまして、駐車場に入る車が朝方5時から6時という傾向が強くありまして、それがあくまで想定でございますが、釣り客が入出庫を繰り返すという利用として想定されておりますので、その辺のことを事業説明会におきまして説明して、50分無料の時間帯の廃止を説明いたしまして了承を得ております。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時33分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第12 議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例についての提

案理由の御説明を申し上げます。

データの46ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございますが、漁港漁場整備法の法律名が令和6年4月1日から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございますが、引用する法律名の改正で、(1)南知多町漁港管理条例、(2)南知多町漁港占用料等徴収条例、(3)南知多町漁港漁場整備事業分担金徴収条例の3つの条例のそれぞれ第1条関係でございます。

3の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

なお、各条例の新旧対照表をデータの47ページから49ページに添付してございますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の御説明を申し上げます。

データの57ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございます。

指定管理者が南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を行う場合の管理の基準等を整備するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございますが、(1)は名称の改正として、条例の題名及び本文中の「内海港海岸環境整備施設」を「東浜小桝緑地」とするものでございます。

(2)は利用の制限に関する規定の改正で、営利を目的とする施設利用を認めない規定を廃止し、許可が必要な施設の利用及び行為について定めるもので、第6条関係でございます。

(3)は工作物等の設置に関する規定の追加で、町長は東浜小桝緑地内において、指定管理者に工作物等を設置し、または管理させることができるとするもので、第7条関係でございます。

(4)は利用料金に関する規定の追加で、町長は東浜小桝緑地の管理を指定管理者に行わせる場合には、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるとするもので、第11条関係でございます。

3の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

なお、データの58ページから65ページに新旧対照表を添付してございますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点教えてください。

今回の小桝緑地の管理条例の改正で利用促進の整備が図られております。同時に、特に町長の5万円の過料をかけた規定で新たな制限を加える内容が出ているんじゃないかと思います。13条と14条のところですか、そこについて簡単に説明してください。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

順序、過料につきまして、今回条例の改正に伴ってどのようなものが追加されたかということでお知らせいたします。

大きく3つございます。

1つ目でございます。第6条第1項に規定しました、行為につきまして、許可の際に付せられた条件や命令に従わなかった者、違反した者が新たに罰せられるというところでございます。

2つ目でございます。第7条で新たに規定いたしました工作物等の設置や管理について、許可の際に付せられた条件に違反したものが新たに追加されておると。

また3つ目でございます。第8条で規定した監督処分について、こちらも命令に違反した者というのが今回新たに追加になっております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小桝緑地）

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小桧緑地）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由の御説明を申し上げます。

データの67ページを御覧ください。提案理由の説明でございます。

1の提案の理由でございます。

内海海岸東浜小桧緑地の管理について、南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからでございます。

2の指定の内容でございます。

(1)の管理を行わせる公の施設は、内海海岸東浜小桧緑地でございます。

(2)の指定管理者となる団体は、愛知県豊田市竹町下沖39番地、株式会社松尾組でございます。

(3)の指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集
落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集
落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集
落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説
明を申し上げます。

データの70ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。地方自治法が改正され、令和6年4月1日から施行さ
れることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の内容であります。

引用条文の条ずれに伴う改正で、(1)南知多町水道事業の設置等に関する条例は第5
条関係で、第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改正するも
のであります。

(2)南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例は第5条関係で、第5条中「第
243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正するものであります。

次に、3. 施行期日は、令和6年4月1日からであります。

なお、次のページ以降に新旧対照表を添付してございますので御覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第16 議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事
監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

データの75ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の内容であります。

水道整備・管理行政の所管については厚生労働省から国土交通省に、水質基準の策定等の所管については厚生労働省から環境省に移管が行われることに伴う改正でございます。

(1)南知多町水道事業給水条例は、第5条第1項、第32条第2項及び第35条第1号関係で、第5条第1項及び第32条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、第35条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

(2)南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例は第4条第

6号関係で、第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正するものであります。

次に、3. 施行期日は、令和6年4月1日であります。

なお、次のページ以降に新旧対照表を添付してございますので御覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案の提案理由を御説明申し上げます。

データの80ページを御覧ください。

1. 改正の理由であります。

南知多町特別職報酬等審議会より令和6年1月22日付で町長に答申がなされたことに伴い、同審議会の答申を尊重し、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の引上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容は、(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は別表関係の改正であり、議員報酬月額を引き上げるものであります。引上げ額は表のとおりであり、引上げ率は約3%となっております。

次のページを御覧ください。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は別表第1関係の改正であり、町長、副町長及び教育長の給料月額を引き上げるものであります。引上げ額は表のとおりであり、引上げ率は約3%となっております。

3の施行期日は、いずれも令和6年4月1日からであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2点質問いたします。

まず、先日私、北脇の総会に出席して皆さん方の声をお聞きしてきました。今回の提案では、報酬審議会の答申で引き上げると、こういう提案がされたということですが、先ほど町長の説明もありましたように、今、公共施設再配置など、なかなか南知多町の財政は非常に厳しい、そういうことがもう明白であります。なぜこんなときに上げるの

かという声も町民から聞かれておりました。上げなくてもいいんじゃないかという声を先日の総会の中でも直接お聞きしました。

私もそう考えるわけですが、この町民の声に対してどういうふうに応えていくのか、これが1点目。

2点目は、広報にも今回久しぶりに報酬審議会を開かれたわけですが、私も毎年報酬審議会を開くべきだと、上げても上げなくても現状維持でも開くべきだということを主張してまいりました。一応審議会の中の議論でも継続的な報酬審議会の開催も言われているようでございます。これについて、今後毎年継続して実施していく考えはあるか、この2点についてお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今回の上程は、今議員がおっしゃったように、提案理由の説明でも言いましたが答申を受けたものでございます。その答申につきましては公表しておりますので、答申の理由も細かく皆さんに報告はしております。

その中で、実は報酬だけのことを言いますと、自分が就任したときの報酬から平成23年には報酬審議会を開きまして8%下げてるんです。平成27年に3%上げて、それから今回3%で、まだ当初に戻ってるわけじゃないです。そのときの気持ちは、就任当初、財政が厳しいと同じように言われておりまして、私のほうでそういう思いを持って報酬審議会を開いていただいて、議会でそのときにうちの三役と、それから議員の皆様にも承認を得まして下げたわけでございます。議員の皆様に対しましても、今回の報酬審議会、その当時に戻ったかなぐらいのレベルだと思います。決して上げるとかいう感覚は持っていないということを報酬審議会の皆様方も理解してくれて、ああいう理由をつけてくださったのかなあと思っております。

それから、決して、議員も町長もそうですが、報酬が全てじゃないものの、この前の町議会選挙も無投票でしたし、私の選挙も無投票でした。やっぱり成り手探しですかね、そういう面にも今回の答申は配慮してくださっております。そういう面を含めて、この答申を受けて上程したわけでございます。

もう一つ、皆さんに緊急財政改善計画をお願いしていこうというふうに今用意しておりますけれども、その中に、報酬、そして給与に対して聖域にしないというように

書いてあります。要するに私たちの報酬も職員の給与も決して触らないわけじゃないよと、万が一のときにはそういうことも覚悟せないかんよということは先ほどの予算編成方針でも示しました。だけれども、まずは歳入の増加を頑張ろうと。それから、歳出も徹底的に最少の経費で最大の効果という姿勢でいきましょうと。

まず人口減少の中で、どうしても将来にわたって緊急財政改善計画にも示さないかん可能性もありますけれども、職員の一人一人の生活がありますので、サラリーよりも数を減らしていかないかん時代が来ると思っております。その関係でグループ制も今施行しながら調整しながら、職員の数が減っても住民サービスが落ちないようにというふうな形で施行していくわけですが、町民の皆様は今上げるときかよという声に関しましては、そういう個人の一人一人の生活を脅かすような、削減は最後の最後にしか取らないと。今はやれる限りのことをやった中で、どうしてもそういうところに手をつけなならんといったらそうせざるを得んかなというのはあります。

もう一つ、公務員の数を減らすということは、どうしても人口減少の中でやむを得ないかなということはあるんですが、例えば能登半島地震でもそうですが、公務員の厳しさも今よく言われております。その中で、公務員に対しての成り手不足も懸念をしておるところでございます、正直。その中で給料を上げていくというのは、通常の勤労者の今トレンドですよ、給料を上げていかないかんというのは。

だけど、例えば議会議員も町長のほうも、そういう政治に携わる者が自分たちの報酬を下げて政治活動がよくやっておるという評価は、私は当たっていないと思っております、それはそれなりに報酬審議会の方たちが考えてくださったそういうものも併せて受け入れながら、よりいい政治をやっていくということの中であるわけであって、緊急財政改善計画もそういう思いの下で議員の皆様と我々も一緒になって改善していく、その中に、初めにそういう報酬を上げるとか下げるとかということがあるわけじゃないと私は思っていますので、そういう中で今回の提案を、答申を尊重して上げさせていただいたという次第でございます。

それから、答申の最後に、読みますと、附帯意見という形で、2年から3年に報酬審議会を開いてほしいというような意見があります。これに関しても真摯に受け止めながら対応していきたいと思っております。

ですから、町民の皆さんに対しての声にどう応えるのか、今上げるときじゃないんじゃないかという声に対しましては、この報酬審議会の答申を真摯に受けるということと

ともに、緊急財政改善計画の中においても可能な限り歳入の増加、経費の切り詰め、そういうものの中で対応していくことであって、報酬そのものに手をつけるときは最後の最後かなと思っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号及び議案第19号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

データの97ページを御覧ください。

1. 改正の理由であります。

地方自治法第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、及び会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額等を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)期末手当支給率の改正は第13条関係であります。(2)勤勉

手当に係る規定の追加は第13条の2関係であります。(3)報酬表の改正は別表第1関係であります。

3の施行期日は、令和6年4月1日からであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点だけ質問します。

勤勉手当を支給するということは大いに賛成であります。ただ、これで私は扶養を外れちゃうと、そういう方もひょっとして見えるかもしれません。そういう点で、この130万円の壁だとか106万円の壁、103万円の壁、これについて、当該の現在の非正規職員、会計年度任用職員の皆さんに対してどのような説明をしていく考えがあるのか、それだけお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

今回、会計年度に対する勤勉手当が増額ということで、どういうタイミングで職員のほうに周知するかというところですが、任用時の雇用確認書を取り交わすときに十分に説明していくということでございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第20、議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

データの110ページを御覧ください。

1. 改正の理由であります。

地方自治法第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、育児休業をしている会計年度任用職員のうち、一定の要件を満たす者に勤勉手当を支給する改正で、第7条第2項関係であります。

施行期日は、令和6年4月1日からであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第21 議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について**

○議長（鈴木浩二君）

日程第21、議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの115ページを御覧ください。

1の改正の理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和6年4月1日に改正されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次の補償基礎額表のとおり改定するもので、別表関係でございます。表に記載のとおり、階級や勤務年数により違いがあります。団長及び副団長の勤務年数20年以上は改定なしですが、その他の場合については30円から200円の増額となります。

次に、(2)消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に改定するもので、第5条関係でございます。

次のページを御覧ください。

3の施行期日等でございます。

(1)施行期日は、令和6年4月1日でございます。

(2)経過措置といたしましては、第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の

日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第22、議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの121ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、後期高齢者支援金の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町において

も賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額の改正としまして、賦課限度額を現行の「20万円」から「22万円」に2万円引き上げるもので、第2条及び第23条関係であります。

3の施行期日等につきましては、(1)施行期日は、令和6年4月1日から施行するものであります。

(2)の経過措置につきましては、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

今回の改正に当たりましては、令和5年12月14日に開催いたしました第1回南知多町国民健康保険運営協議会におきまして、町長より諮問し、御協議の後、適当と認めるとの答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第23、議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの127ページを御覧ください。

1. 改正の理由は、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が令和6年1月19日に公布されたことに伴い、南知多町第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者の保険料率等を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)所得段階の細分化は、現行の12段階の所得段階を15段階に改めるもので、第4条第1項関係であります。

(2)基準所得金額の一部改正は、町民税本人課税層の現行第9段階から第12段階までを区分する基準所得金額を改め、新たに第13段階から第15段階までを区分する基準所得金額を加えるもので、第4条第1項関係であります。

表は、現行と改正後の基準所得金額の比較表で、左側が現行の基準所得金額、右側が改正後の基準所得金額であります。

次のページ、128ページを御覧ください。

(3)は現行と改正後との保険料の比較表で、第4条関係であります。左側が現行の保険料、右側が改正後の保険料であります。

所得段階別の調整率、保険料の年額は表のとおりであります。表中の第5段階が基準額に該当する段階区分で、保険料の年額は現行の6万円が改正後は6万2,400円になります。

次の129ページを御覧ください。

3. 施行期日等の(1)施行期日は、令和6年4月1日からであります。

(2)経過措置は、改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

次のページ以降に新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第24、議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ133ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,362万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,942万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加、変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。まず歳出から御説明いたします。

少し飛びまして、142ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目基金費は2 億4,338万円の増額補正でございます。このうち財政調整基金積立金1 億9,329万4,000円は、令和4 年度決算剰余金及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものでございます。

都市計画事業基金積立金5 万円と高齢者福祉基金積立金2,000円は、基金の利子分を積み立てるため増額補正するものでございます。

公共施設等整備基金積立金5,003万4,000円は、公共施設の整備のためいただいた個人からの寄附金及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものでございます。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費は1,375万円の増額補正でございます。これは、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に係る住民基本台帳システム、戸籍及び戸籍の付票システムの改修費でございます。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費は6,666万6,000円の減額補正でございます。これは、介護職員宿舎建設に係る補助事業の取りやめにより減額補正するものでございます。

4 目国民健康保険費は2,870万円の増額補正でございます。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

7 目障害者福祉費は626万3,000円の増額補正でございます。これは、令和4 年度障害者自立支援給付費、障害者自立支援医療費、障害児施設措置費の国県負担金の額の確定に伴う返還金を計上するものでございます。

次のページ、143ページを御覧ください。

9 目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費は1,014万円の減額補正でございます。これは、物価高騰に対する追加策として、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して支給する3 万円の給付金事務が完了したため、確定した事業費に減額補正するものでございます。

10目物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）給付事業費は6,286万3,000円の増額補正でございます。これは、令和5 年度における住民税均等割のみ課税される世帯に対し、住民税非課税世帯への支援と同水準の支援を行うため、1 世帯当たり10万円を支給する経費を計上するものでございます。

11目物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）給付事業費は1,637万円の増額補正でございます。これは、令和5 年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、子育てを行っている低所得世帯に対し、18歳以下の児童1 人当

たり5万円を支給するための経費を計上するものでございます。

次のページ、144ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は966万円の減額補正でございます。これは、児童手当の受給者数の減少により減額するものでございます。

2目児童運営費は206万円の減額補正でございます。このうち会計年度任用職員報酬は、当初予定していた人数を雇用できなかったため減額するものでございます。

施設型給付費委託料は、公定価格の改正により基準単価が上昇したため増額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は1,186万1,000円の減額補正でございます。これは、合併処理浄化槽設置事業費補助金の申請件数が当初の見込みより少なかったため減額するものでございます。

5目知多南部衛生組合費は380万5,000円の減額補正でございます。これは、知多南部衛生組合の資源物売払い収入が増加したこと等に伴い、分担金を減額するものでございます。

次のページ、145ページを御覧ください。

2項清掃費、3目知多南部広域環境組合費は2,476万4,000円の減額でございます。これは、事業経費の確定及び繰越金の清算等により分担金を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は2,259万8,000円の増額補正でございます。このうち経営体育成支援事業費補助金は、農業者の農業用機械や施設導入の経費を支援するため補助金を増額するものでございます。

新規就農者経営発展支援事業費補助金については、要望がなかったため減額するものでございます。

5目農地費は418万9,000円の増額補正でございます。これは、国の補正予算により愛知県が実施する内海西池田池、山海・城洲池、豊丘・中池下池のため池整備工事を前倒しして実施するため、事業に係る負担金を増額するものでございます。

次に、3項水産業費、2目水産業振興費は1,026万8,000円の減額補正でございます。水産業強化対策整備事業費補助金は、豊浜漁協が実施する津波避難施設整備に係る補助対象事業費が減少したことと、漁業生産力強化総合対策事業費補助金は事業実績が当初の見込みより減少したため減額するものでございます。

次に、7款1項商工費、5目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は5億5,139万

5,000円の増額補正でございます。これは、師崎港観光センター周辺整備運営事業に係る財源を一般会計とすることに伴い、基金を新たに創設して積立金を計上するものでございます。

次のページ、146ページを御覧ください。

8款土木費、2項1目道路橋りょう費は、地方債の限度額の変更に伴い財源更正を行うものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は347万5,000円の減額補正でございます。これは、会計年度任用職員報酬について、当初予定していた人数が採用できなかったため減額を行うものでございます。

次の3目教育振興費と2項小学校費、1目学校管理費は、国庫支出金の充実に伴い財源更正を行うものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費は245万4,000円の減額補正でございます。これは、燃料費の上昇を考慮した光熱水費で予算計上していましたが、実績見込みへ減額するものでございます。

次のページ、147ページを御覧ください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目漁港施設災害復旧費は1,073万1,000円の減額補正でございます。これは、令和5年6月2日の大雨により、日間賀漁港に漂着した流木等を撤去処分する災害復旧事業が完了し、事業費が確定したため減額するものでございます。

次に、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目河川施設災害復旧費は、地方債の限度額の変更に伴い財源更正を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、139ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は6,348万9,000円の増額補正でございます。これは、普通交付税の追加交付分を計上するものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,155万8,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金を469万5,000円、障害児施設措置費（給付費等）を200万円、産前産後保険税負担金を5万2,000円、子どものための教育・

保育給付費を197万4,000円増額し、障害者総合支援給付費を1,345万6,000円、児童手当支給費を682万3,000円減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は2億1,261万3,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費、教育総務費、小学校費、戸籍住民基本台帳費に対する補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金は1,050万9,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明しました合併処理浄化槽設置事業費補助金の減額に伴う財源の補正でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1,029万9,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正でございます。右側の説明欄は次のページに及びますが、国民健康保険保険基盤安定負担金を1,844万9,000円、障害児施設措置費（給付費等）を100万円、産前産後保険税負担金を2万6,000円、施設型教育・保育給付費等を77万1,000円増額し、障害者総合支援給付費を672万8,000円、児童手当支給費を141万9,000円増額するものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は6,666万6,000円の減額補正で、歳出で御説明しました介護職員宿舎建設に係る補助事業の取りやめによる財源の補正でございます。

3目衛生費県補助金は186万2,000円の減額補正で、歳出で御説明しました合併処理浄化槽設置事業費補助金の減額に伴う財源の補正でございます。

4目農林水産業費県補助金は1,254万7,000円の増額補正で、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正でございます。経営体育成支援事業費を2,634万8,000円増額し、農業人材力強化総合支援事業費を375万円、水産業強化支援事業費を731万3,000円、漁業生産力強化総合対策事業費を273万8,000円減額するものでございます。

次に、17款1項寄附金、3目総務費寄附金は5,000万円の増額補正でございます。これは、個人より公共施設整備に対して寄附をいただきましたので計上するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は9,808万8,000円の減額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

次のページ、141ページを御覧ください。

2項特別会計繰入金、5目師崎港駐車場事業特別会計繰入金は5億5,139万5,000円の

増額補正でございます。これは、師崎港駐車場事業を一般会計事業として行うため、繰入金を計上するものでございます。

次に、19款1項1目繰越金は1億1,327万8,000円の増額補正でございます。これは、令和4年度の決算剰余金の未計上分を繰越金として計上するものでございます。

次に、21款1項町債、2目農林水産業債420万円は、国の補正予算による事業の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

3目土木債370万円、7目災害復旧債80万円、12目商工債690万円は、一般財源から地方債へ財源を補正するものでございます。

また、10目臨時財政対策債は4,871万4,000円の減額補正でございます。これは、普通交付税の増額補正に伴い、臨時財政対策債の借入れを行わないこととしたため減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

少し戻りまして、135ページ、右側の表を御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

戸籍情報システム等改修業務委託事業から道路橋りょう維持補修事業の8事業につきましては、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置を行うものでございます。

次のページ、136ページ、左側の表を御覧ください。

第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債限度額の追加、変更でございます。

次に、少し飛びまして、148ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

ページの右側上段のア、会計年度任用職員以外の職員の表の最下段の比較の欄、職員手当を御覧ください。

職員手当50万6,000円の増額でございます。これは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費に係る職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次のページ、149ページを御覧ください。

ページ左側上段のイ、会計年度任用職員の表、最下段、比較の欄の報酬を御覧ください。670万4,000円の減額でございます。これは、当初予定していた人数が採用できなか

ったため減額を行うものでございます。

次のページ、150ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段、右側になりますが、令和5年度末現在高見込額は63億8,784万5,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑の前ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 11時51分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで訂正の申出がありましたので許可します。

副町長。

○副町長（高田順平君）

午前中の議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）の提案理由の説明の中で2か所、訂正をさせていただきたいと思います。

データの139ページをお願いいたします。

139ページの最下段、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1,209万9,000円の増額補正と説明すべきところでしたが、1,029万9,000円と発言しておりました。

また、右側の説明欄でございます。

三角がついております障害者総合支援給付費672万8,000円、そして次のページ、同じく三角のついております児童手当支給費141万9,000円につきまして、減額と説明すべきところを増額と発言しておりましたので訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木浩二君）

これより、議案第25号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第25、議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの151ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,005万5,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

少し飛びまして、157ページを御覧ください。

3. 歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は1億円の増額補正であります。これは、当初見込んでいた療養給付費より給付費が伸びたため増額するものであります。

次に、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は7,000円の増額補正であります。これは、基金の利子分を積み立てるため増額補正するものであります。

す。

次に、８款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金は47万2,000円の増額補正であります。これは、令和４年度愛知県国民健康保険保険給付費等交付金のうち、特別給付金の額が確定したことによる返還金であります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

２ページ戻りまして、155ページを御覧ください。

２．歳入で上段の１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税は4,346万7,000円の減額補正であります。これは、被保険者の所得が見込みより減少したため保険税を減額するものであります。

その下の２款県支出金、１項県負担金・補助金、１目保険給付費等交付金は１億円の増額補正であります。これは、歳出で説明させていただきました療養給付費の増額に対して普通交付金として県から交付されるものであります。

その下の、３款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金は6,000円の増額補正になります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次に下段、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金は2,869万8,000円の増額補正になります。これは、１節保険基盤安定繰入金3,085万9,000円の増額、３節財政安定化支援事業繰入金107万6,000円の増額、次のページの上段、４節その他一般会計繰入金334万2,000円の減額及び６節産前産後保険税繰入金10万5,000円の増額で、各繰入金の額の確定に伴うものであります。

その下の５款１項繰越金、１目その他繰越金は1,524万2,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に

付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第26号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第26、議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長(相川和英君)

それでは、議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を申し上げます。

データの158ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,933万5,000円とするものであります。

歳出から説明させていただきますので、162ページを御覧ください。

3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、245万9,000円の増額補正であります。これは、介護保険制度改正に伴い、介護保険システムを改修する必要性が生じたため委託料を増額するものでございます。

その下の5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、次の償還金減額分である380万4,000円を増額補正するものであります。

次の、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、令和4年度介護保険給付費の精算に伴い、380万4,000円を減額補正するものであります。

次に、歳入でございます。

161ページを御覧ください。

2. 歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、令和4年度保険料コロナ減免分補助金210万4,000円の増額補正であります。

その下の５目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費の補助金で122万9,000円の増額補正であります。

次に、６款繰入金、２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金は87万4,000円の減額補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第28号 令和５年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第27、議案第28号 令和５年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第28号 令和５年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの163ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億5,394万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億5,859万7,000円とす

るものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、データの167ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は5億5,139万5,000円の増額補正であります。これは、令和6年度より師崎港駐車場事業を一般会計で行うことに伴い、令和5年度末の基金残高の全額を一般会計へ繰り出すため計上するものであります。

次に、3 款1 項基金積立金、1 目師崎港駐車場事業基金積立金は255万3,000円の増額補正であります。これは、令和5年度基金利子及び前年度繰越金の額が確定したため基金積立金を増額し、歳入歳出予算総額の調整を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、データの166ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

1 款1 項使用料、1 目駐車場使用料は919万1,000円の減額補正であります。これは、駐車場使用料の本年度末決算を見込み減額するものであります。

次に、2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は6,000円の増額補正であります。これは、令和5年度の基金利子が確定したことに伴い増額するものであります。

次に、3 款1 項1 目繰越金は1,173万8,000円の増額補正であります。これは、令和4年度決算における繰越金の確定に伴い増額するものであります。

次に、5 款繰入金、1 項1 目基金繰入金は5億5,139万5,000円の増額補正であります。これは師崎港駐車場事業基金を廃止することに伴い、令和5年度末の基金残高の全額を繰り入れるため計上するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第28、議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

データの168ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用を416万2,000円減額し、その総額を6億8,796万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億1,859万3,000円」を「2億6,438万4,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額860万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,313万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,685万円及び建設改良積立金3,000万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,276万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,313万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,368万円及び建設改良積立金6,479万9,000円」に改めるものであります。

また、収入として、第1款資本的収入に1,299万4,000円を追加し、その総額を5,896万円に、支出として、第1款資本的支出に5,878万5,000円を追加し、その総額を3億2,334万4,000円とするものであります。

次に、第4条は、予算第7条の次に次の1条を加えるものです。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるもので、(1)営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用とするものであります。

次に、データの175ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は416万2,000円を減額する減額補正であります。これは、岩屋配水区管路耐震化工事を予算に組み込むことで仮払い消費税の費用が増額となるため、消費税及び地方消費税が減額となるものであります。

次に、データの176ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入として、第1款資本的収入、第4項補助金、第4目県補助金1,299万4,000円を追加する増額補正であります。これは、岩屋配水区管路耐震化工事に係る県補助金を追加するものであります。

支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費に5,878万5,000円を追加する増額補正であります。これは、岩屋配水区管路耐震化工事を実施するためにその費用を追加するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩二君）

日程第29、議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は86億6,800万円で、令和5年度と比較しますと13億5,400万円、18.5%の増となっております。概要につきましては、さきに配付させていただきました令和6年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明申し上げます。

令和6年度予算の概要の6ページに掲載してあります一般会計（歳入）に基づきまして御説明いたします。

6ページでございます。

歳入予算の構成としましては、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は59億481万3,000円で、予算額全体に占める割合は68.1%であります。

1款町税は前年度と比較しまして、8,601万2,000円減の20億1,383万円を計上しています。町税のうち町民税の個人分につきましては、給与所得や営業所得の伸びが見込めず、前年度と比較して7,181万2,000円減の7億170万9,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、新型コロナウイルスの影響からの回復傾向を見込み、前年度と比較しまして976万7,000円増の9,614万7,000円を見込んでいます。個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして6,204万5,000円減の7億9,785万6,000円を計上しています。

固定資産税については、土地の現年課税分につきまして、評価替えと地価下落による減収を見込み、前年度と比較しまして1,132万6,000円減の1億9,843万2,000円を見込んでいます。家屋の現年課税分は評価替えによる減収を見込み、前年度と比較しまして1,738万5,000円減の5億7,685万9,000円を見込んでいます。

償却資産の現年課税分は、事業主の高齢化による廃業等が見込まれるため、前年度と比較しまして138万9,000円減の1億8,819万8,000円を見込んでいます。

固定資産税の総額では、前年度と比較しまして3,469万円減の9億9,181万9,000円を計上しています。

その他、軽自動車税8,106万2,000円、町たばこ税1億2,845万2,000円、入湯税1,464万1,000円を計上しています。

2款地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税1,960万円、自動車重量譲与税6,180万円は町道の延長面積により交付されるものであります。

10款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち普通交付税は、物価高騰対応などの基準財政需要額の増加、臨時財政対策債発行可能額の抑制に伴う振替額の縮小などを見込み、9,000万円増の23億5,000万円を計上しています。また、特別交付税は1億5,000万円を計上しています。

13款使用料及び手数料は、前年度と比較しまして1億36万5,000円増の1億8,059万円を計上しています。増額の主な理由としまして、令和5年度末をもって師崎港駐車場事業特別会計を廃止し、令和6年度より一般会計で運営するため師崎港駐車場の使用料の計上により増加したものであります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は合計額で16億7,711万円計上し、前年度と比較しまして6億6,837万2,000円の増額となっています。増額の主な理由といたしましては、師崎港観光センター整備事業への国庫補助金、水産業強化支援事業に対する県補助金の増であります。

17款寄附金は4億24万2,000円を計上しています。このうち、ふるさと納税は前年度と同額の4億円を計上しています。予算額は同額としていますが、新たな中間事業者とともに事業者支援や返礼品開発に力を入れることによって寄附の増額に向け取り組んでいくものであります。

18款繰入金は、前年度と比較しまして1億8,835万4,000円増の4億6,978万7,000円を計上しています。増額の主な理由といたしまして、財源不足を補うために財政調整基金繰入金を前年度と比較して7,907万4,000円増の3億490万4,000円を計上しております。

また、内海観光センター整備事業の財源として公共施設等整備基金繰入金の増、師崎港観光センター整備事業の財源として師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金により増加したものであります。

21款町債につきましては、前年度と比較しまして4億1,175万3,000円増の5億7,156万7,000円を計上しております。増額の主な理由といたしまして、師崎港観光センター

整備事業及び内海観光センター整備事業の財源として増加したものであります。

その他、主な収入といたしまして、19款繰越金5,000万円及び20款諸収入1億9,030万5,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

令和6年度予算の概要の18ページ、19ページに掲載しています一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして、御説明申し上げます。

18、19ページでございます。

1の人件費につきましては、総額17億3,014万6,000円で、前年度と比較しまして1,640万円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、職員手当等において会計年度任用職員の勤勉手当の増によるものでございます。

2の物件費につきましては、総額15億4,229万8,000円で、前年度と比較しまして1億8,246万4,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、師崎港観光センター解体・建設に伴う師崎港臨時駐車場シャトルバス運行业務委託料の増、自治体情報システム標準化対応のためのシステム改修業務委託料の増などであります。

3の扶助費につきましては、総額8億2,122万8,000円で、前年度と比較しまして9,503万4,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、介護給付費、子ども医療給付費などの社会保障費の増によるものでございます。

4の補助費等につきましては、総額17億4,932万円で、前年度と比較しまして9,008万1,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の増であります。

また、一部事務組合等の負担金といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金3億1,552万8,000円、知多南部衛生組合分担金4億152万4,000円、知多南部広域環境組合分担金8,930万8,000円、知多南部消防組合分担金3億4,254万1,000円をそれぞれ計上しています。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として5,970万円を計上しています。

6の公債費につきましては、7億6,367万4,000円で、前年度と比較しまして1,546万1,000円の増額となっております。

なお、令和6年度末の町債の残高見込額は前年度末残高見込みと比較しまして、1億8,422万9,000円減の62億361万6,000円であります。

7の投資的事業費につきましては、総額13億2,889万5,000円で、前年度と比較しまして9億3,027万8,000円の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、師崎港観光センター整備事業、内海観光センター整備事業、水産業強化対策整備事業費補助金の増によるものであります。

9の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金30万円及び小規模企業等振興資金預託金1,500万円を計上しています。

10の積立金につきましては、544万7,000円で、前年度と比較しまして197万8,000円の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、債券運用益によるものであります。

11の繰出金につきましては、特別会計及び漁業集落排水事業会計に総額6億2,512万6,000円を繰り出すもので、前年度と比較しまして790万円の増額となっております。繰出先は国民健康保険特別会計へ1億8,830万円、後期高齢者医療特別会計へ8,463万円、介護保険特別会計へ2億9,010万9,000円及び漁業集落排水事業会計へ6,208万7,000円をそれぞれ一般会計からの繰出金として計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、一般会計予算の10点にわたって質問したいと思います。

まず1点目ですが、紙予算の67ページです。

総務課担当です。

行政不服審査会の委員が3人から4人に増やされ、情報公開・個人情報保護審査会委員を5人から4人に減らしております。2条例とも定数は5人以内となっておりますが、条例改正の必要ないわけですが、なぜこのような人数の変更にしたのか説明が必要です。行政不服審査数の件数が増えているのか、増えていないのか、また情報公開・個人情報保護審査会は、4人にして公平・公正性の審査をどのようにして担保するか、これを説

明してください。

2 点目は、税務課関係です。

税金は一番町民にとって身近で、町のその対応は町民も見守っております。知多地域滞納整理機構は愛知県の他地区ではほぼ解散している、県からの補助ありません。納税者に寄り添い適正な納税業務を行うためには50万円の負担金をやめて、差押え前提の整理機構任せではなく、町民に寄り添った町としての相談指導体制、納付体制をつくるべきではないか、そのように考えますがいかがですか。

3 点目、防災危機管理室です。

災害対策費として、災害用衛星携帯電話として19万9,000円が予算化されております。町として衛星携帯電話の現在の所持個数はどれだけあるのか、またどこにどれだけ配置されているかは以前説明されましたけど、島とそれから本庁ですか、いざというときのために衛星電話を利用する研修や実習は毎年するという予定にしているのかどうか。

それから4 点目です。

企画財政課、紙予算の83ページです。

リニア中央新幹線促進期成同盟会の負担金は国家的無駄遣いです。自然破壊と地盤空洞を造る社会的生活の不安に賛同するお金です。ほとんど関係のない南知多町として支出すべきではありません。既に大井川水がれ問題や大深度地下掘削することで地盤沈下も問題となっており、裁判にもなっております。負担金支出をやめる考えは本年度も変わりませんか。

5 点目、防災危機管理室です。

交通安全施策として、カーブミラー新設工事が去年は42万円だったのが今回33万円に減らされ、区画線工事、カラー舗装工事が去年の200万円から50万円に減っております。今年の予算はどこのカーブミラーを、恐らく3基だと思いますが、新設するのか、また豊浜のどこの区画線をカラー舗装する予定なのか、まだ南知多町内には危険箇所が多く存在しております。予算を昨年より減らすことの合理的な理由は何でしょうか。

6 点目、紙予算が187ページ、建設課です。

能登地震を踏まえて、住宅耐震改修費が耐震診断・住宅改修費補助・交付を含め全く昨年と変わりません、307万2,000円、少ないのではないのでしょうか。国や県の補助をもっと含め増額する考えはないのか、補正も含めて検討すべきではありませんか。

7 点目、181ページ、建設課です。

地震を踏まえて急傾斜崩壊対策事業は絶対必要であります。昨年709万円の予算で、本年度は429万5,000円に減っております。県の事業であるとしても町債発行と一般財源で対応しているのは変わりません。県に要求し、今後も緊急対策を取るべき場所は幾つでもあると考えます。どのように考えているのでしょうか。

それから8点目、紙予算165、産業振興課です。

漁業振興対策事業で、今年は水産業強化対策整備事業補助金として豊浜漁港の津波対策費に使われる予定だそうですが、具体的な説明はないまま1億5,105万円を補助するのは認められないんじゃないでしょうか。これは当面の予算だということは先ほどお聞きしましたが、水産業振興費は全体で1億7,108万1,000円です。豊浜漁港の津波対策には国・県補助のほか南知多町の405万円の一般財源からも支出されるのではないのでしょうか。その説明をお願いいたします。

9点目、紙予算71ページ、総務課です。

職員福利厚生費198万円ですか、対象を保育士も含めての面接指導報償、健康診断委託料、ストレスチェック実施委託料としているのか、それとも本庁職員のみのお金なのか、安全衛生委員会では保育士の健康管理、安全管理も話題にしているということでした。解しているのか、していないのか。また、産業医の報酬は、職場巡視で保育園も対象としていることの13万円の報酬となっているというふうに考えていいのか。

最後です。

10点目、離島交通費の問題です。これ毎年お聞きしておりますが、成長戦略室、小・中学生については無償です。大人の病院、買物等の割引チケットも増額してほしいという声を聞いております。昨年と同じ額の2,154万8,000円の予算であります。大人の割引チケットの枚数は1枚でも増額されると考えてよろしいのでしょうか。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

内田議員からの一般会計予算議案質疑通告書に対しまして、所管課室順に答弁させていただきます。

まず、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、両委員会の委員につきましては、任期満了によりい

ずれも令和5年4月から新たに4名の方に委嘱しており、両審査会で同じ構成員としております。構成員を同じとした理由は、両審査会はいずれも行政不服審査法に基づく審査手続の中で諮問する第三者機関であり、その審査手続においても行政不服審査と情報公開・個人情報保護に係る不服審査で類似する点が多いため、同一委員を構成員とすることが事務手続上最適であると考えたためです。構成員の内訳ですが、弁護士、大学教授、司法書士及び行政経験のある地域の代表と様々な分野からの人選で、いずれも行政情報公開・個人情報保護制度について優れた識見を有する方々でありますので、公平・公正な審査について支障はないと考えております。

なお、平成28年度の行政不服審査の制度改正以降、行政不服審査請求の実績はないため件数は増えておりません。

次に、通告書番号9番につきましては、産業医面接指導、健康診断、ストレスチェックは本庁職員のみではなく、保育士も対象としております。また、衛生委員会では保育士を含む職員の健康管理や職場の安全管理を話題にしており、保育士互助会からも1名委員を選出しています。保育所で公務災害などが発生した場合には必要に応じて産業医による職場巡視も実施しており、それらも含めた産業医報酬を支払っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

続きまして、税務課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号2番につきましては、知多地域地方税滞納整理機構は滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上に大きな効果を上げていますので、引き続き参加し、連携していくことと考えております。

また、徴収業務におきましては、地方税法等の法令の規定に基づき適正に対応し、収入未済額の解消に努めてまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

続きまして、防災危機管理室所管分について答弁させていただきます。

通告書番号3番につきましては、災害用衛星携帯電話は現在3台所有しています。役

場本庁舎と篠島防災センターと日間賀島防災センターに配備しています。利用の研修、実習につきましては、毎月一度は定期的に役場本庁と消防署、あるいは各防災センター分遣所と消防署の間で通信訓練を行っています。同時に電話機の点検、充電を行っています。また、そのほかの防災訓練時においても実践操作をしています。電話機は衛星系なので電波を補足するために空の状況に左右されますが、それ以外は簡易マニュアルもあり通常電話をかけるのと大きな変わりはありませんので、研修を行わなくても簡単に操作できるものです。

次に、通告書番号5番につきまして答弁させていただきます。

カーブミラーの新設3基につきましては、具体的な設置場所は確定していません。地域や区からの設置要望につきましては、約40か所の要望を受けていますのでその場所での最新の道路交通環境などを調査した上で緊急度や優先度を考えて順次設置を進めています。設置を進める際には用地の問題や住家の間口阻害などがありますので、容易に進めることができません。

また、町の予算編成方針として各担当所管課への枠予算が設定され、予算の関係で1基分の予算を減らし、年間に3基を設置する目標に変更しました。区画線の予定箇所につきましては、豊浜小学校周辺の区画線の引き直しを予定しており、補助事業に該当しないため町予算の範囲内で実施するものです。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、続きまして通告書番号4番につきまして企画財政課所管分について答弁させていただきます。

愛知県県内各市町村が一致団結してリニアを最大限に生かすべく交通ネットワークの強化などを目的としており、加盟の必要があると判断し、負担金をやめる考えはなく、引き続き加盟を続けていくものと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

続きまして、成長戦略室所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号10番につきまして、離島交通費助成事業補助金は、篠島、日間賀島の島民

に対する航路運賃の補助で、大人20枚、子ども18枚の助成券を配付しております。中学生につきましては、師崎航路について教育委員会から高速船の無料乗船証が交付されており航路運賃は無償となりますが、離島交通費助成事業は河和航路につきましても対象となることから大人の20枚の助成券を配付しております。

また、小学生につきましては、航路運賃を無償とする事業は実施されておらず、子ども18枚の助成券を配付しております。令和6年度につきましても昨年度と同じ枚数の大人20枚、子ども18枚の助成券の配付を予定しており、助成券の枚数を増やすことは考えておりません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

続きまして、建設課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号6番の住宅耐震改修費につきましては、前年度の実績を精査し、必要な予算の確保を行っております。しかしながら、能登半島地震による耐震対策への関心の高まりから、申請状況などを踏まえて補正予算での対応を検討してまいります。

次に、通告書番号7番の急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、昨年度から減額となっている理由は、内海地区柴井や東端における事業が完了したことや当該年度の工事内容に応じて減額となっているものでございます。

また、現在要望中の箇所でございますが、旧豊浜中学校下の急傾斜地を含めて3か所でございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

最後に産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号8番につきましては、水産業強化対策整備事業費補助金として予算計上している1億5,105万7,000円は全て国費、県費であります。その内訳につきましては、国費が1億789万8,000円、県費が4,315万9,000円であり、町費、一般財源につきましては持ち出しはありません。

また、一般財源の405万円は漁業振興対策事業費のうち豊浜漁協の津波対策費以外のそのほかの町単独補助金等に係る予算であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私も通告をしましたので3点、12番と18番と22番について再質問させていただきます。

12番のところが、令和6年より電気受給追加契約、いわゆる法人特別割引で……。

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員、ここで暫時休憩を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

再開は14時までとさせていただきます。

〔 休憩 13時53分 〕

〔 再開 14時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

ただいまの榎戸議員の質疑に対しましては、議案質疑確認書で議席配付されておりますのでよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第30、議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、令和6年度の加入世帯数は2,874世帯、被保険者数は5,147人と想定し、歳入歳出予算総額は27億2,000万円で、前年度の予算額と比較し1,800万円、0.7%の増となっております。

歳出における増額の主な要因としましては、保険給付費の増によるものであります。

歳入における増額の主な要因としましては、県支出金の増であります。

新年度におきましては、保険給付費や国民健康保険事業費給付金など、これらの支出に対応するため適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度に賦課限度額の見直しをさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰入れなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成を行ったものでございます。

以上で令和6年度国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第31、議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。

愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受付事務を行います。

令和6年度では、加入者を3,865人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は3億5,650万円で、前年度予算と比較し5,050万円、16.5%増となっております。

歳入における増額の主な要因としましては、後期高齢者医療保険料の増によるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金として後期高齢者医療広域連合納付金が99.1%を占めています。

以上で令和6年度後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に

付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第32号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第33号 令和6年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第32、議案第33号 令和6年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第33号 令和6年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険制度は加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としております。

介護保険料につきましては、今年度見直しを行い、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づき、基準月額を5,200円と設定しております。

令和6年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして4,100万円減の19億6,600万円を計上しています。

歳入の主なものは、保険料3億8,107万7,000円、国庫支出金4億6,789万9,000円、支払基金交付金5億540万2,000円、県支出金2億8,293万8,000円及び繰入金3億2,052万6,000円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が18億3,820万1,000円で、歳出全体の93.5%を占めています。

また、このほか総務費が2,711万7,000円、地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が9,869万4,000円となっています。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第33、議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めます。

本町は人口減少のほか、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の減少等により経済活動が低迷したため水需要が低下し、水道料金収入が大きく減少しております。令和6年度におきましても、引き続き同様の影響が危惧されるため減少傾向が続くものと考えています。

令和6年度の主な事業といたしましては、佐久島海底送水管布設替工事実施設計業務委託、鷺麦配水管布設替工事及び古布ポンプ場電気設備改修工事を実施することとして

います。

予算の内容としましては、収益的収支におきまして、収入額 6 億 9,173 万 7,000 円に對しまして、支出額 6 億 8,460 万 4,000 円を計上するものであります。

また、資本的収支におきましては、収入額 1 億 1,622 万 4,000 円に對しまして、支出額 2 億 5,131 万 3,000 円で、その収支差引き不足額 1 億 3,508 万 9,000 円につきましては、建設改良積立金などで補填するものであります。

令和 6 年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額 9 億 3,591 万 7,000 円で、前年度予算額 9 億 5,704 万 3,000 円と比較しまして 2,112 万 6,000 円減となっております。

令和 6 年度末の企業債残高見込額の合計につきましては、総額 12 億 711 万円となっております。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6 番（内田 保君）

では、2 点質問いたします。

新規事業についての予算の負担割合についてお聞きします。

新規工事、佐久島海底管布設替工事実施設計業務の費用が 5,315 万 6,000 円というふう
にうたっております。費用の内訳は、国、県、南知多町の負担割合はどれだけか、また
実施の布設工事はいつから予定しておるのか、これが 1 点目。

それから、2 点目は古布ポンプ場の電気設備改修工事についてです。

1,210 万円の費用負担がありますが、これの国、県、南知多町、どのような負担割合
になっているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員からの水道事業会計議案質疑通告書に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号3番につきましては、佐久島海底送水管布設替工事実施設計業務委託の費用内訳ですが、国費が2分の1、県費が4分の1、南知多町が8分の1、西尾市が8分の1となっております。

また、工事予定ですが令和7年度に日間賀島、佐久島内の陸上部分送水管布設工事を、令和8年度には日間賀島から佐久島間の海底送水管布設替工事を実施する予定であります。

次に、通告書番号4番につきましては、古布ポンプ場電気設備改良工事の費用負担ですが、全額水道事業会計からとなります。

答弁につきましては以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第34 議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第34、議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした事業で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

なお、令和5年度より地方公営企業法の財務規定を適用し、経営状況と財務状況を明確化することにより、漁業集落排水事業の健全経営に努めています。

令和6年度の主な事業といたしましては、管路新設工事や処理場等設備改良工事などを実施して、施設の延命化を図っていきます。

予算の内容として、収益的収支につきましては、収入額1億4,185万9,000円に対し、支出額1億4,189万6,000円で、その収支差引不足額3万7,000円につきましては、3条なお書・その他企業債を充当するものであります。

また、資本的収支におきましては、収入額4,428万1,000円に対し、支出額6,214万3,000円を計上するもので、その収支差引不足額1,786万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10万5,000円と過年度分損益勘定留保資金1,775万7,000円で充当するものであります。

令和6年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額2億403万9,000円となるものでございます。

令和6年度末の企業債残高見込額は2億2,790万5,000円であります。

以上で漁業集落排水事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、2点だけ質問させていただきます。

漁業集落排水は、93%という接続率を得て、ほかのいろんな集落だとかそういう関係を見てみますと、日間賀島のこの努力は大変すばらしいものだと私は思っております。20年経ても755戸から758戸に3戸増えております。これはどのような努力で、20年たってもまだ接続していただけると、本当にありがたいことだと思いますけど、どういう努

力をされてきたのか、それから、また今後100%の接続率を目指すのが一番いいとは思いますが、今後の課題としては、増えても今回の予算は2,940万円から2,931万円と営業収益が減るというふうな予定になっているんですね。なので、今後どのような努力が要るものかということ、これをお聞かせ願いたいということ。

それから、2点目です。

漁業集落排水事業の経営戦略というのは南知多町で立てられております。これは令和3年度から令和12年度までの排水事業の整備促進と料金シミュレーションが提示されております。その管理費の中には、住民参加の管理運営を図るためにも下水道管理運営委員会を開催するとしております。しかし、それは令和6年度の一般管理費の予算の中に位置づけられているのか、いないのか。私ちょっとよく分かりませんでしたので、そこら辺についてもお聞かせください。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員からの漁業集落排水事業会計議案質疑通告書に関しまして答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、集落排水接続戸数が令和5年度より3軒増加に対してどのような努力を行ったかについてであります。ホームページ等によりまして住民への情報発信が南知多町排水設備指定工事店との排水設備整備への理解を進めた結果であると考えております。

接続率向上への課題ですけれども、漁業集落排水事業へのさらなる住民の理解を進めることと考えております。

次に、通告書番号2番につきましては、下水道管理運営委員会は日間賀島地区下水道管理運営委員会として例年5月、年1回開催をしております。委員会は委員13名の方々と組織されておりまして、地元議会議員、日間賀島東西区長、日間賀島漁業協同組合理事さんと13名の方々に出席をいただいております。

予算ですが、会場である日間賀島公民館への事務局旅費を予算計上しております。

答弁につきましては以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第35 請願第1号 「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第35、請願第1号 「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第1号につきましては、請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔 散会 14時23分 〕

